

令和4年度（2022年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務  
委託業務企画提案説明書（案）

1 業務の目的

全道各地において、主に親子を対象としてアイヌの歴史・文化等を体験し、学ぶ機会を提供し、幼少期からアイヌの人たちに関する理解を促進することにより、アイヌの人たちの誇りが尊重される共生社会の実現を図る。

2 業務の内容

(1) 専門家の指導によるアイヌの歴史・文化に関する体験学習講座等の開催

ア イベント等での体験学習

(ア) 野外や各種イベント会場などで、コロナ感染症対策を講じた上で、アイヌの歴史・文化（楽器演奏、舞踊、料理など）に関する専門家の指導による親子向けの体験学習会を開催すること。

(イ) 開催箇所は道内6箇所以上とし、道央、道北、道南、道東においてそれぞれ1箇所以上開催すること。

(ウ) 1回あたりの開催時間は概ね1時間半とし、参加者を10名以上確保するよう努めること。

イ オンラインによる体験学習

(ア) アイヌの歴史・文化（楽器演奏、舞踊、料理など）に関する専門家の指導による親子向けのオンライン体験学習講座を開催すること。

(イ) オンライン体験講座は7回以上開催すること。

(ウ) オンライン体験講座に必要な資材や材料を確保し、必要に応じて受講生に事前に送付すること。

(エ) オンライン体験講座1回あたりの開催時間は概ね1時間半とし、参加者を20名程度確保するよう努めること。

(オ) オンライン体験講座中に、令和3年度（2021年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務（一般向け動画作成・幼児向け動画作成）で制作した動画（別紙のとおり）を使用した学習を合わせて実施すること。

(2) 幼稚園や集客施設等でのアイヌの歴史・文化に関する人形劇の上演

ア 幼稚園や集客施設等で令和3年度（2021年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務（幼児向け動画作成）で制作した人形劇（別紙のとおり）を上演すること。

イ 上演に当たっては、人形劇上演を専門的に行う団体による上演か、人形劇上演に係る専門家の指導・監修を受けて上演を行うこと。

ウ 上演箇所は幼稚園等、集客施設それぞれに道内7箇所以上とし、道央、道北、道南、道東においてそれぞれ1箇所以上で上演を行うこと。

エ 上演回数は幼稚園等は1箇所1回以上、集客施設においては1箇所2回以上とすること。

(3) 体験学習及びオンライン体験講座、人形劇の上演を実施するための効果的な広報

新聞広告やテレビ等を活用したPRにより、体験学習及びオンライン体験講座、人形劇の上演が広く周知されること。

(4) その他

ア アンケート調査などにより事業効果の検証を行うこと。

イ 業務の実施内容、時期、期間について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて

企画提案すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務にあたっては、効果的な時期、内容、広報媒体を選定した上で実施するとともに、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 業務の実施にあたっては、発生する経費は、受託者が負担し、併せて必要な連絡調整を行うこと。

ウ 業務の実施にあたっては、必要な施設・設備及び人員の確保、資料等の手配を行うこと。

エ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

オ 事業の効果を高めるため、応援企業等との協働による取組の推進・調整に努めること。

4 成果品の提出

以下の成果品について、納入期限内に提出すること。

(1) 成果品

ア 実施報告書

(ア) 本業務の履行が確認できる資料一式

(イ) 本業務に係る全ての制作物及び記録写真を印刷したもの

(ウ) 本業務で実施した効果検証の結果等（アンケート原本含む）

イ 4のイで製作したデータ等

(ア) 納入部数等

制作したデータ等を電子媒体で1部、計1部

(2) 納入場所

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

(3) 著作権等

本委託業務における成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
  - ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
  - コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近2年度分の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。
- (3) コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

## 6 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 本業務の実施内容、時期、期間については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して適切に対応すること。

## 7 審査項目

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

### (1) 事業者の適格性

- ア アイヌ文化及び歴史への理解が適切か。
- イ 広告宣伝、イベント実施、オンライン講座、PR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者等とのネットワークを有しているか。
- ウ 人形劇の上演に実績を持ち、ノウハウを有しているか、又は人形劇上演に専門的なノウハウを有する団体等の支援を確保できる見通しがあるか。
- エ 実施スケジュールが適切か。
- オ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか（特に人形劇上演について、再委託の禁止（6の(2)）に抵触する等の問題がないか。）。

### (2) 企画提案内容の適合性

#### ア 体験学習及びオンライン体験講座

- (ア) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染症対策を講じた上で、屋外や各種イベント等で専門家指導による、楽器演奏、舞踊、料理などアイヌの歴史・文化に関する主に親子向けの体験学習を実施できる内容になっているか。
- (イ) 専門家指導による、楽器演奏、舞踊、料理などアイヌの歴史・文化に関する主に親子向けのオンライン体験講座を自宅等で受講できる内容になっているか。
- (ウ) オンライン講座について、令和3年度（2021年度）アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務（一般向け動画作成・幼児向け動画作成）で制作した動画を使用した内容となっているか。

#### イ 人形劇の上演

- (ア) 幼稚園や集客施設等でアイヌの歴史・文化に関する人形劇の上演ができる内容になっているか。

#### ウ 効果的な広報

- (ア) 新聞広告やテレビ等を活用したPRにより、体験学習、オンライン体験講座や人形劇の上演が広く周知される内容になっているか。

エ その他

(ア) アンケート調査の実施など効果の検証を行う内容になっているか。

(イ) 業務の実施内容、時期、期間について、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案することになっているか。

8 予算上限額

45,391千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

9 委託期間

委託契約日から令和5年3月24日（金）まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年5月13日（金）

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出様式 別添1のとおり

エ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年5月30日（月）

イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出様式 別添2のとおり

エ 提出部数 6部（法人名等については、1部のみに記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メールにて受け付けます。

メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp

「件名」に【質問：アイヌ文化理解促進普及啓発事業委託業務（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主任 東 優樹

電話 011-231-4111（内線24-137）

FAX 011-232-4112

11 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は、委託者に帰属する。

- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
4(2)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。  
企画提案書が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。
- (9) 審査結果及び特定者名  
公表する。